

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略) 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略) 無機薬品及びその製剤 (略) 有機薬品及びその製剤 一〇五の四十二 (略)</p> <p>五の四十三 (略)</p> <p>五の四十四 N―〔(S)―〕〔(R)―〕―(六― アミノ―九H―プリン―九―イル)――メチルエト キシ〕メチル―フェノキシホスフィンイル〕―L―ア ラニン―メチルエチル(別名テノホビル アラフェ ナミド)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>五の四十五 (略)</p>	<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略) 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略) 無機薬品及びその製剤 (略) 有機薬品及びその製剤 一〇五の四十二 (略)</p> <p>五の四十三 〔二―(六―アミノ―九H―プリン―九― イル)エトキシメチル〕ホスホン酸ビス(二・二―ジメ チルプロパノイルオキシメチル)エステル(別名アデホ ビルピボキシル)及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>五の四十四 四―アミノ―五―フルオロー―〔(二R ・五S)―〕―(ヒドロキシメチル)―・三―オキサ</p>

五の四十六〜五の五十七 (略)

六〜百三十六 (略)

チオラン―五―イール」ピリミジン―二(H)―オン(別名エムトリシタビン)、その塩類及びそれらの製剤

五の四十五〜五の五十六 (略)

六〜百三十六 (略)